総務省「地域コミュニティに関する研究会」 第3回 自治会・町内会活動の持続可能性について

# 持続可能性の高い自治会~自治体の果たす役割と施策~

日時:2021年10月25日(月)15:00~17:00

場所:オンライン開催

合同会社フォーティR&C 水津陽子

## 最大の課題~加入率低下、担い手不足の要因

#### 〔担い手不足の主たる要因〕

役員の高齢化・固定化 会長・役員の多くが70代以上

定年延長 雇用の義務付け65才、努力義務70才

**役の負担** 役員のほか、班長・組長も成り手不足⇒退会の理由

行政からの委託等の負担 行政の下請けと揶揄

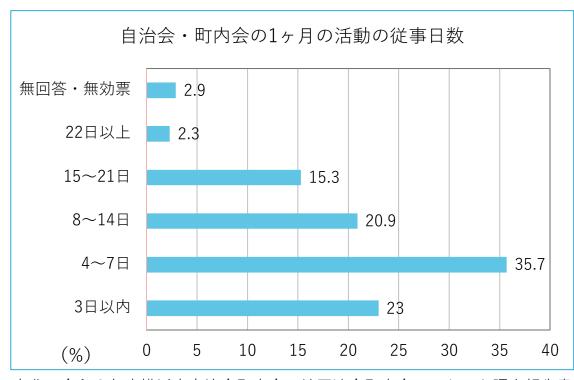
自治会以外の団体の負担 自治会連合会、まちづくり協議会等

#### 〔加入率低下の主たる要因〕

未加入者の増加 新興住宅地、集合住宅の未加入問題

退会者の増加 高齢による役や会費の負担を理由に

※加入したくない理由第一位 加入すると役を押し付けられる



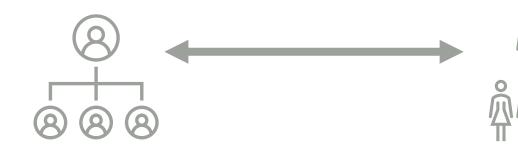
出典:令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書

## 加入が促進されない理由

#### 昭和のままの自治会・町内会の運営・活動

〔会長や役員の認識〕

住民の関心の低さ



#### 変化する住民の価値観・ニーズ・ライフスタイル

#### 〔社会の変化〕

共働き、未婚者、非正規雇用の増加 充実した行政サービスで困らない ITによる社会の変革、格差社会 ゆとりがない(お金、時間、気持ち)

#### 未加入者が増える要因

〔認知度〕 そもそも存在を知らない、何をしているか不明

〔**魅力度**〕 メリットが不明、若者が入りたいと思う魅力がない

〔**閉鎖的**〕 収支不透明、内輪だけで活動している(ように見える)

〔**排他的**〕 上意下達、新参者やよそ者、女性、若者などの声が通らない

〔**硬直的**〕 過去のやり方に固執、変化に対応せず、改革が進まない。

**〔負担感**〕 役の負担が重い、何をさせられるか不明

〔**抵抗感**〕 知り合いがいない、若者が少なく入りにくい

#### 不足している力や取組み

マーケティング

対話やアンケートなどによる 住民ニーズや会員の満足度の把握など

情報公開・説明責任

お金の使い方、個人情報の取り扱いなど明確なルールや事業検証など

広報・コミュニケーション

効果的な情報発信、参加を促す働きかけ IT活用など

運営改革・活動の見直し

変化に対応した組織運営、活動の見直し多様なパートナーとの連携など

## 自治体の事務委託、慣例等による負担の現状

国・県・市、各行政機関(警察や学校、社協等)、地域からの委託や要請、内容は地域、自治体により様々。以下はその一例 委託費は均等額+団体の規模(世帯数)により年間数万円~数十万円

一般行政事務

①自治の振興及び住民の福祉増進に寄与する広報活動(自治体広報等の配布、各種啓発ポスターの掲出等)

②公聴会に関すること

③日本赤十字、共同募金、緑の募金等、募金の協力

④消防及び災害救助等

調查事務

①災害発生時、②国勢調査、③統計調査、④意識調査、⑤各種アンケート調査

各種の人選、推薦

①統計調査員の推薦

②民生委員、防犯指導員、児童委員等の推薦

③投票所の投票管理者・立会人の推薦

④自治体の功労者の推薦

農林行政

保険、年金行政事務 ①事務国民年金に関する啓発宣伝、②国民健康保険の趣旨普及及び保健の向上 農業に関する諸調査用紙等の配布及び取りまとめ

その他

- ①総合防災訓練への参加
- ②市区町村政懇談会への出席
- ③街路灯の管理
- ④その他、自治体の長が特に必要があると認める事務

特に負担、批判の的となるもの

1.各種の人選

国勢調査、民生児童委員、消防団など

- 2.募金集め
- 3.広報物等の配布、回収
- 4.各種会議への出席(主に会長)
- 5.行催事等への動員
- 6.二重・三重の団体の会費や役の負担

自治会連合会等 社会福祉協議会 まちづくり協議会等

会費や役の負担から脱会する団体も増加している(脱会する団体からは叙勲の推薦目的、形骸化した活動との声も聞かれる) 社協の会費徴収、同会が行っている赤い羽根募金への協力など(古くからの慣例?)

国や自治体主導の協働推進により設立された住民自治組織での会費や役の負担、行催事等への人員の動員による単会の活動の圧迫も少なくない。 (多くが協働のための協働となっており、本来は負担を減らし最大の効果を得るはずが、負担が増すだけで真の協働となっていない)

## 自治体による加入促進の取組み

#### 自治会加入促進等に関する協定

自治体と自治会・町内会、宅建業協会、不動産協会などが協定を結び、自治会への加入促進に関して相互協力する協定を締結

住宅販売及び賃貸住宅・事務所・店舗の管理、仲介等の契約時、 チラシ配付等、加入の働きかけを行う

#### 集合住宅に関する条例(例)

豊島区「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」は地階を除く階数が3以上で、かつ住戸数が15以上の共同住宅を対象。建築主には近隣住民への説明後、事前協議書等の届出を義務付け

【協議書の内容】近隣関係住民の戸別訪問の記録、ごみ保管施設、騒音関係、町会等との協議、防災備蓄倉庫など

※千代田区はワンルームマンションに加入促進の努力義務など

#### 自治会・町内会加入促進条例

2011年の塩尻市における制定以降、品川区、立川市等で制定、京都市は地域コミュニティ活性化推進条例。自治体や市民、事業者の役割を明記しているが、加入促進はあくまで努力義務で、市民への周知、認知は広がりを見せていない。

※パブリックコメントで市民からの批判受け、世田谷区では制 定を見送り、札幌市ではとん挫している



横浜市の活動活性化支援策(加入率71.2%/<sub>令和2年4月1日現在</sub>)

○活動事例集 自治会町内会のための情報交流誌「ハマの元気印」(全6冊)

○ヨコハマ市民まち普請事業(コンテストで事業選定)

[コロナ禍] 市内の活動団体にコロナ禍の活動の講演 DVDを配布(2020年9月) ICT出張講座に全253地区の半数近くが応募(2020年12月) 単位自治会や地区連合等へのまちづくりアドバイザー派遣(区)

画像出典:横浜市 https://www.citv.vokohama.lg.ip/

## 新宿区の活動活性化支援策(45.9%/今和3年度) 新宿区の活動活性化支援策(45.9%/今和3年度) \*\* 町会・自治会を知っていますか? \*\*\* \*\* 町会・自治会を知っていますか? \*\*\* \*\* 町会・自治会を知っていますか? \*\*\* \*\* 町会・自治会を知っていますか? \*\*\* \*\* 町会・自治会のための講演会、SNS入門講座などの開催 \*\* コロナ禍での地域活動の好事例の紹介

- ○「マンション実態調査」(平成21年度、平成28年度)
- ○「タワーマンション実態調査報告書」(令和元年度)
- ○区広報で町会・自治会の活動を年2回(8月、2月)紹介 町会・自治会特集号(2018年)発行
- ○町会・自治会加入促進パンフレット
- ○外国語版の加入促進チラシ
- ○地元町会(単一町会)紹介パンフレット作成助成
- ○地域コミュニティ事業助成など



画像出典: 新宿区×区町会連合会 シンジュクイレブン https://shinjuku11.jp/



画像出典:新宿区

https://www.city.shinjuku.lg.jp/

## 加入促進・負担軽減に向けた新たな制度等(例)

#### 自治会集会所を地域避難施設として認定する制度(千葉市)

コロナ禍、大規模災害などでの避難所の不足などに対応でき、自治会の存在感も示せる

町内自治会集会所等を地域避難施設として認定、災害時に地域の避難先として町内自治会等が自 主的に開設、最寄りの指定避難所と連携し避難者の受け入れ等を行うことができるようにする

#### ○制度概要

町内自治会等からの申請に基づき、一定の要件を満たす町内自治会集会所等を「地域避難施設」 として認定し、施設への備蓄品等(収容人数に応じて食料、飲料水を供与、防災行政無線の戸別 受信機を貸与)の配備を行う

#### ○対象

町内自治会、地域活動を行うマンション管理組合

詳細:千葉市「地域避難施設認定制度」https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/tiikihinansisetu.html

#### マンション管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけ(千葉市)

2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から地域コミュニティの大切さや情報伝達の必要性が改めて認識され、2013年4月より一定の要件を備えたマンション管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけられるようにした。

要件1 管理組合の活動に加え地域活動を行うことについて管理組合の総会での議決と規約への明記 要件2 会員の任意性を担保するため、区提出の会員名簿に加入を望まない者の情報は含まないこと

詳細:千葉市「地域活動を行うマンション管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけることができます」 https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/kanrikumiai.html

#### ポスティングによる広報の試験配付 (開成町)

開成町は2021年「広報かいせい」10月号を官民連携によるポスティング試験配付により世帯配布を実施

予算を抑えるため、民間企業から広告を募り、その広告収入をポスティングの費用に充てるため、民間企業の広告が同封される。

詳細:開成町「ポスティング試験配付のお知らせ」 https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/1395

#### LINEと情報活用に関する連携協定を締結(熊本市)

2016年に発生した熊本地震において大きな被害を受けたインフラの復旧や支援物資の集積場のボランティア募集など、行政と市民とのホットラインとしてSNSが有効であったことから、災害発生時に市民や職員間の有効な情報伝達手段を探り、今後の防災計画に活かすため「情報活用に関する連携協定」を締結

防災委員会のグループLINEを作り、連絡手段として活用 熊本地震の後、 まちづくりセンターを設置、新共助システム構築

詳細:熊本市 https://linecorp.com/ja/pr/news/ja/2017/1718

※熊本市では熊本地震の際の市の災害対応の課題を見直し、2017年4月に自主自立のまちづくりにより地域力を高める目的で市内17か所に「まちづくりセンター」を設置。市内全96校区に「校区防災連絡会」を置き、熊本地震の際課題となった地域連携不足を解消する仕組みが構築されている。

## ようやく始まった自治体による負担軽減の取組み

自治体による取り組みはまだ黎明期。自治会・町内会の問題の多くが自治体自身の問題であるという当事者意識の欠如、問題意識の希薄が大きな課題といえる

#### 自治体からの回覧物の削減(例)

市の事業で自治会の負担への配慮等を盛り込んだ「立川市 自治会等を応援する条例(2019年3月施行)」に合わせて、 市からの回覧物の削減を検討。広報たちかわに掲載のイベ ント等は原則回覧しない。月に1回の配送とするなど

詳細:立川市自治会等を応援する条例

https://www.city.tachikawa.lg.jp/kyodosuishin/kurashi/shimin/jichikai/ouenjourei.ht

#### 広報の配布(外部委託)例

○八王子市「広報はちおうじ」(全戸配布) 自治会による配布、新聞折り込みから、公益社団法人八王 子市シルバー人材センターによる配布へ

詳細:八王子市の政策事例報告

シルバー人材センターによる広報はちおうじ配布の取り組み

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/

#### 国勢調査の調査員(公募)

総務大臣が任命する非常勤の国家公務員。報酬あり(担当地区数による)近年、公募により人員を確保する自治体が増えているが、中には思ったように人が集まらず、不足分は自治体職員が負担する自治体も出ている。

#### 行政への協力業務のあり方の見直し(例)品川区

○町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会(2014~2016年答申)

提言 ①町会・自治会がより力を発揮しやすいしくみづくり

- ②地域全体でメリットを感じられるような支援制度の再構築
- ③町会の行政への協力業務のあり方の見直し

#### 〔町会・自治会への区からの依頼業務調査の実態調査〕

区からの依頼業務数 69件(回答21課) お知らせ、広報、PR(33件)、事業、会議への委員等の派遣、推薦、出席要請(29件) 区の建物、施設、物品等の管理(5件)、地域や住民についての調査や情報提供(3件)

<u>自治会に業務を依頼する理由</u> 代替する方法がない 40 件 (60%) 依頼業務の軽減の可能性 難しい 51件 (74%) との認識

- ○品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例(2016年4月1日施行)
- ○令和2年度町会・自治会活動活性化促進調査中間報告書(2021年3月)

〔条例制定後の最大の変化〕 区内全町会・自治会に対するアンケート調査 区が自治会活動に対し積極的に支援するようになった とても思う17%、やや思う55%

#### 〔行政からの依頼事項に関する負担感の変化〕

2014年 非常に負担 6.7% 負担に感じている 25.6% 少し負担に感じている 46.3% 2020年 非常に負担 3.7% 負担に感じている 18.4% 少し負担に感じている 49.7%

出典:品川区 https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

## 地域コミュニティを重要課題と位置づけた施策(例)

#### 川崎市における負担軽減の実施「町内会・自治会への依頼ガイドライン」

2019年3月策定の「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づき、依頼の判断基準を明確化することで過度な負担を軽減し、住民自治組織としての活動を促進するとした

○町内会・自治会への依頼ガイドラインに基づく庁内ルールの徹底

回覧・掲示の依頼基準を定めるとともに、案件の集約と依頼の一元化を実施 会議への委員就任の依頼基準を定めるとともに、案件の集約と依頼の一元化を実施

○市が回覧・掲示を依頼する市広報物(チラシ等)一括配送業務の導入(R2~)

「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づく取組として、各課から個別に郵送されていたチラシ等を 集約し、月1回配送する一括配送業務を導入 ※ 感染症対策のため現在休止中

#### ○新たな補助制度

公益的な事業活動経費 対象経費(防災・防犯・環境美化・交流促進活動等)

#### 〇加入促進策 (例)

「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」へのコミュニティ条項の追加 「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の冊子」で加入の呼びかけ

#### 〇活性化策 (例)

メールマガジンやLINEグループなどのデジタルツールの立ち上げ支援とZOOMやスマートフォン等デジタル機器の使い方講座の2コースを設けて試行的に実施(R2~)

詳細:川崎市「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定しました! https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000110042.html

#### 目黒区「コミュニティ施策の今後の進め方」

1974年より小学校区程度のエリアを一つの生活圏としたコミュニティ「住区」を設定、住区住民会議を中心としたまちづくりを推進してきたが、様々な課題も生じ、2016年「地域コミュニティ検討会」を立上げ、2017年「コミュニティ施策の今後の進め方」を策定。施策を進める上での方針の中で、区の取り組みも明確に定めた。

○区が行う支援策などの取組み

地域コミュニティ活性化は区政執行の重要課題、地域に身近な区の窓口として組織の充実、職員の意識啓発に取組む

○地域コミュニティ研修(新規採用職員への研修例)

基礎講座 講義、事例研究など(3時間半)

対象:採用2年目までの職員等)

実践講座 事前研修+地域活動団体の行事に1日参加

レポート提出

対象:基礎講座受講者、採用3年目職員

※座学だけでなく、現場に出て地域活動団体の活動内容を 実際に目で見て体験することで地域コミュニティの重要 性や楽しさなどを体感し、日頃の業務や今後の施策に生 かす視座を得てもらう

詳細:目黒区「コミュニティ施策の今後の進め方を策定しました」 https://www.city.meguro.tokyo.jp/